

独立行政法人自動車事故対策機構
平成23年度業務実績評価調書

平成24年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成23年度計画			
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	A	<p>管理体制のスリム化のため管理職の配置に係る見直しを進め、平成23年度においては1人を削減し、平成18年度比16%（△31人）の管理職削減を行った。</p> <p>また、全支所へのi-NATS導入完了及び事業者への普及による効果を踏まえ、被害者援護業務の拡充に対応するため、被害者支援専門員（コーディネーター）の配置を行い、介護料受給者宅への訪問支援等被害者援護業務の拡充及び充実を図った。</p> <p>さらに、業務の繁閑に応じ主管支所・支所間の職員の弾力的運用を実施するなど、業務の集約化・効率化について着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>(1) 組織運営の効率化</p> <p>業務量が比較的少ない支所について業務を近隣の支所や主管支所と一体的に行うなど業務の集約化を図りつつ、主管支所及び支所ごとの業務実態に対応した職員配置とします。</p>	<p>(1) 組織運営の効率化</p> <p>顧客ニーズに対応した業務体制の構築のため、業務の実態に対応した職員配置を引き続き実施します。</p> <p>また、インターネットを活用した新適性診断システム（i-NATS）の全国の支所等への導入完了及び事業者への普及による効果を踏まえ、被害者援護業務の拡充に向けた業務配分等の見直しを検討します。</p>			
<p>(2) 人材活用</p> <p>業務に必要な職員を確保するとともに、産業カウンセラー等の資格を取得した職員の積極的な活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や人事交流、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。</p>	<p>(2) 人材の活用</p> <p>① 機構が、事故防止、被害者援護の分野で中核的な機能を果たすための組織を構築するため、産業カウンセラー等の資格を取得した職員の積極的な活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や人事交流、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。</p>	A	<p>① 適性診断業務のカウンセリング技術の向上・強化を図るため、産業カウンセラーの資格取得者21人を新たにカウンセラーとして指名し、全国の支所等へ128人の有資格者を配置した。</p> <p>また、専門的知見を有する者や即戦力となる経験者等5人（社会福祉士、ホームヘルパー2級、運行管理者資格を有する者、社会福祉学を専攻した者）を採用した。</p> <p>このように、産業カウンセラーの資格取得職員の積極的な活用や事業環境の変化に対応した経験者等の採用を着実に実施し、人材の有効活用に努めているとともに、機構職員の能力・実績を適正に評価し、評価結果を基に勤勉手当・定期昇給に反映する勤務評価制度を適切に運用することにより、職員が意欲をもってその能力を発揮できる環境づくりに努めており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	

	<p>② 事故防止業務や被害者援護業務の質の向上を図るため、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行います。</p>		<p>② 職員の資質向上・育成のため、安全指導業務において、カウンセラーの指導を行う指導主任者46人に対して、指導主任者教育訓練研修を実施し、適性診断業務のカウンセリング技術の向上及び知識の習得並びに技能向上を図った。</p> <p>さらに安全マネジメント業務の充実に向け、アドバイザー34人に対して、資質向上を図るためのスキルアップ研修を実施した。運輸安全マネジメント評価では、安全評価員12人に対して、評価実施時のOJTにより、インタビュー技法、評価報告書の作成等に係る力量の維持・向上を図った。</p> <p>特に被害者援護業務においては、当該業務を専従的に行う被害者支援専門員（コーディネーター）制度を創設し、候補者5人に対して、本部及び療護センターにおいて、医師、看護師、社会保険労務士等を講師としたコーディネーター養成研修を実施し、東京・名古屋・大阪・広島・高松主管支所に各1人配置を行った他、介護料受給者宅等への訪問支援の充実を図るため、支所等の職員35人に対し、看護師、メディカルソーシャルワーカーを講師とした訪問支援業務研修を各療護センターにおいて実施するなど、被害者援護業務の質的向上を図った。</p> <p>このように、新たにコーディネーター養成研修を開始するなど、人材の活用においては、職員の資質向上及び育成について精力的に取り組んでおり、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>(3) 業務の運営の効率化 ① 指導講習業務・適性診断業務 ア ITの活用等により指導講習・適性診断の業務の効率化を図ります。</p>	<p>(3) 業務の運営の効率化 ① 指導講習業務・適性診断業務 ア インターネットを活用した新適性診断システム(i-NATS)の全国の支所等への導入を完了したことに伴い、適性診断業務の更なる効率化を図ります。</p>	A	<p>平成22年度にi-NATSの全支所導入が完了したことから、契約事業者に導入されたi-NATS及び貸出用i-NATSによる受診を促進した結果、一般診断受診者総数255,965人のうち、上記による機構支所以外での受診者(108,740人)の割合は、42.5%を占めるまでになり、職員の負担軽減など業務の効率化を図っており、着実な実施状況にあると認められる。</p> <p>また、インターネット予約システムの利用状況については、指導講習において18.0%、適性診断において18.4%であり、今後、利用率の向上が図られ、利用者の利便性が高まるとともに、職員による受講・受診者情報入力作業等の負担軽減が図られるよう努めることとしている。</p>	

イ 業務の効率化による経費の削減を図るとともに、次のとおり指導講習・適性診断の種類ごとに取組みを行うこと等により、受講者・受診者数の拡大を図ります。

指導講習

基礎講習	運行管理者試験の受験資格等を取得しようとする者のほか、安全管理業務に従事する者等に対して積極的なPR活動を行い、受講者数を中期目標期間の最終年度までに850人（前中期目標期間の実績（3年間）の平均比4%）以上増加させます。
一般講習	地方運輸局等との連携強化により、運行管理者の受講漏れをなくすようにします。また、運行管理者を補助する者等に受講を勧めます。
特別講習	地方運輸局等との連携強化により、重大事故等を惹起した営業所の運行管理者の受講漏れをなくすようにします。

イ トップセールス等により事故防止に関する機構の取り組み等のPRを促進するとともに地方運輸局等との連携を強化し、受講者・受診者の拡大を図ります。

また、インターネットを活用した新診断システム(i-NATS)の利便性を積極的にPRし、同システムの利用促進、受診者の拡大を図ります。

以上の措置を講じることにより、自己収入比率（注1）（平成23年度）について中期計画目標の50%以上に引き上げます。

（注1）自己収入比率＝自己収入（手数料収入等）/総収入（＝総経費）

S

指導講習については、運行管理者補助者制度が定着したことから、基礎講習（任意）受講者数は37,019人（対前年度比4.1%減）だったが、一般・特別講習（義務）受講者数は、103,402人（対前年度比2.1%増）となり、合わせると140,421人（対前年度比0.4%増）となった。

適性診断については、景気低迷等により一般・特別診断（任意）受診者数は、256,247人（対前年度比7.8%減）だったが、初任・適齢・特定診断（義務）受診者数は、181,272人（対前年度比1.5%増）となり、合わせると、437,519人（対前年度比4.2%減）となった。

機構支所長等のトップセールスのみならず、地方運輸局等との連携を強化し、指導講習受講漏れ、適性診断受診漏れ防止のための情報交換等を行うとともに、各事業者団体等に対し、受講・受診の働きかけを行った。

自己収入比率については、任意講習、任意診断の落ち込みにより自己収入は若干減少したものの、費用削減努力を継続した結果、前年度に対して5.0ポイント増となる66.0%（指導講習70.3%、適性診断63.8%）となった。

これにより、中期計画及び独立行政法人整理合理化計画において定めた目標値「50%以上」を大幅に上回る水準となり、優れた実施状況にあると認められる。

自己収入比率の改善は優れた実施状況にあると評価できる。

適性診断

一般診断 特別診断	貸出自動適性診断機器の活用等によりいつでも診断ができるという受診者の利便性の向上を図り、あらゆる機会をとらえ、積極的にPRを行い、受診者数を中期目標期間の最終年度までに11,300人(前中期目標期間の実績(3年間)の平均比5%)以上増加させます。
初任診断 適齢診断	地方運輸局等との連携強化により、運転者として新たに雇用された者及び65歳以上の者の受診漏れをなくすようにします。
特定診断	地方運輸局等との連携強化により、重大事故惹起者の受診漏れをなくすようにします。

また、受講者・受診者数の状況や業務に要する経費の状況を踏まえ、受講者・受診者の適切な費用負担の水準について検討します。

以上の措置を講ずること等により、自己収入比率(注1)について、中期目標期間の最終年度までに50%以上に引き上げます。

(注1) 自己収入比率=自己収入(手数料収入等)/総収入(=総経費)

<p>② 療護施設の設置・運営 ア 医療水準・コスト水準等に関し タスクフォース（注2）により外部 評価を行い、その結果をホーム ページ等で公表します。</p> <p>（注2）外部有識者からなる事業改 善等を目的とする評価のための機 関</p>	<p>② 療護施設の設置・運営 ア 医療水準・コスト水準等に関し タスクフォース（注2）により外部 評価を行い、その結果をホーム ページ等で公表します。</p> <p>（注2）外部有識者からなる事業 改善等を目的とする評価のため の機関</p>	<p>A</p>	<p>医療水準・コスト水準等に関しタスクフォースによる外部 評価を行い、その結果をホームページ等で公表して おり、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>イ 療護施設が保有する高度先進医 療機器の利用促進を図るため、地 域医療機関との連携を図り、中期 目標期間の年度毎に11,000 件以上の外部検査を受託します。</p>	<p>イ 引き続き、療護施設が保有する 高度先進医療機器の利用促進を 図るため、地域医療機関との連携を 図り、年間11,000件以上の 外部検査を受託します。</p>	<p>A</p>	<p>4療護センターが保有する高度先進医療機器（MR I 及 びPET等）の外部検査受託件数について、対前年度比6. 3%（700件）減の10,331件を受託した。収入につ いては、1億8,609万円（対前年度比9.2%減）とな った。</p> <p>外部検査の受託については、高度先進医療機器が療護セ ンター周辺病院にも整備されてきた影響により減少傾向 となっていることに加え、平成23年度においては、中部 療護センターのPETの更新により88日間使用できな かったこと及び平成23年3月11日の東日本大震災の 影響により東北療護センターの受託件数が落ち込んだ等 の特殊要因があることから、このような状況を考慮した上 で、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>③ 交通遺児等への生活資金の貸付 ア 債権回収経費等のコスト要因を 分析するとともに、その結果を踏 まえた業務運営等の見直しによ り、更なるコスト削減を図ります。 イ 債権管理規程等に基づき、効果 的な債権回収を行うことにより、 中期目標期間の年度毎に回収率9 0%以上を確保します。</p>	<p>③ 交通遺児等への生活資金の貸付 ア 債権回収等に関して効率的な業 務運営に努め、債権管理規程等 に基づく、効果的な債権回収を 行うことにより、回収率90%以上を 確保します。</p>	<p>A</p>	<p>効果的な債権回収を図るためには、特に延滞等の問題が 生じ又は生じる可能性のある債権について、早期に折衝を 行い、延滞金の付加等を回避する措置を講ずることが重要 である。このため、債権管理規程等に基づき、これらの要 注意先、要管理先債権について債務者と折衝するなどの措 置に係る目標値を設定して取り組み、新たに貸倒懸念債権 となった債権の額を、前年度比約65%（58百万円程度） 減とするなど、効果的な債権回収を行った結果、回収率9 0.7%を確保し、着実な実施状況にあると認められる。</p> <p>なお、生活資金貸付業務の適正な運営を確保する観点か ら、第3期中期目標期間中において、以下の取組等を行う こととしており、着実に実施されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付の減少要因の分析及び貸付需要の把握 ・貸付を必要とする者への制度の周知徹底 ・貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化 ・債権管理・回収コスト要因の分析及びコスト削減 	<p>貸倒懸念債権 の増加額の圧縮 が達成され、延滞 にさせないため の措置の効果が 認められ評価で きる。ただし、本 年度末に総債権 額110億円のう ち、貸倒懸念債 権・破産債権等が 50%を超えてい る状況であるの で、引続き延滞部 分の回収について 検討が必要であ る。</p>

<p>ウ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。</p>	<p>イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。</p>	<p>A</p>	<p>債権管理委員会において、適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表しており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>④ 業務全般 ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成18年度比で15%程度に相当する額を削減します。</p>	<p>④ 業務全般 ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成22年度予算の4%程度に相当する額を削減することにより、平成23年度末までに平成18年度比で15%以上の額を削減します。</p>	<p>A</p>	<p>一般管理費については、業務運営の効率化を推進するとともに、事務用品の一括購入、光熱水料の削減、割引航空運賃制度等の活用による出張旅費の低減等既定経費の徹底した見直しによる経費削減に取り組んだ結果、平成22年度予算比で4.9%、平成18年度予算比で20%経費を削減し、年度計画を上回る経費削減を達成し、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成18年度比で10%程度に相当する額を削減します。</p>	<p>イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成22年度予算の2%程度に相当する額を削減することにより、平成23年度末までに平成18年度比で10%以上の額を削減します。</p>	<p>S</p>	<p>業務経費については、主として療護センターの運営、指導講習・適性診断、自動車アセスメント情報提供、交通遺児等へ貸付、介護料支給等の各業務に係る経費であり、これらの経費削減を図るため業務運営の効率化を推進し、平成22年度比で8.2%、平成18年度予算比で24%経費を削減し、年度（中期）計画の約2.5倍に相当する経費削減を達成し、優れた実施状況にあると認められる。</p>	<p>業務経費の前年比削減率の大幅な達成は優れた業務の実施状況として評価できる。</p>

ウ 契約に関しては、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。）等を踏まえ、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

ウ 契約に関しては、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。）等を踏まえるとともに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を受けて設置された契約監視委員会において、随意契約の徹底した見直し及び一般競争入札等の競争性の確保等、契約の点検・見直しを受け公表した「随意契約見直し計画」（平成22年6月）に基づき、22年度に締結された契約について改善状況をフォローアップし、競争性及び透明性の確保を図ります。

A

少額随意契約の限度額引下げ（19年1月）の基準適用、19年12月及び22年6月策定の随意契約見直し計画の実行等により、一般競争入札を推進するとともに、企画競争の拡充を図った。この結果、平成23年度の契約状況は、次のとおりである。

- ・一般競争入札（61件、総額10.8億円）
- ・随意契約（78件、30.2億円）
- ・企画競争、公募（30件、総額4.3億円）（平成22年度）
- ・一般競争入札（93件、総額10.0億円）
- ・随意契約（86件、総額29.0億円）
- ・企画競争、公募（32件、総額6.1億円）

また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日付閣議決定）の主旨を踏まえて設置した「独立行政法人自動車事故対策機構契約監視委員会」により、平成22年度に締結された随意契約のフォローアップを行い、競争性及び透明性の確保を図るために、一般競争入札の落札結果等、契約に係る情報公開を行うなど、着実な実施状況にあると認められる。

さらに、個々の契約の適切性を含めた内部統制に係るチェックについては、監事及び会計監査人（監査法人）による実地及び書面監査を以下のとおり実施している。

- ・平成23年度においては、監事監査については本部外19支所（5主管支所及び14支所）、会計監査人については本部外3主管支所の監査を実施している。
- ・契約予定金額が1千万円を超える事案については、契約執行決裁を監事に回覧することにより、事前に監事がチェックし、契約の適正性を確保するための措置を講じている。
- ・監査報告書には、「当年度契約監視委員会は8月に開催され、当該契約についてその透明性、公平性について厳格な見直しを実施した。当機構が実施する契約については、真に随意契約とせざるを得ないものの精査及び競争入札の手法改善により、引き続き透明性・公平性の確保に努められたい。」と記載され、契約について特段の指摘はない。
- ・会計監査人（監査法人）により財務諸表監査の範囲で内部統制の状況等チェックを受けた結果として特段の指摘はなされていない。

			上記のとおり契約の競争性及び透明性の確保、契約締結の適正性の確保に関しては、着実な実施状況にあると認められる。
2. 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためにとるべき措 置	2. 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためにとるべき措 置		
(1) 指導講習業務・適性診断業務 ① 受講者・受診者・事業者のニー ズを踏まえ、指導講習の教材等の 充実を行うなど効果的な講習を実 施及び診断機器の改良・導入等に より、事業者の安全対策の充実・ 改善を図ります。	(1) 指導講習業務・適性診断業務 ① 講習内容及び診断内容の充実・ 改善 ア 運行管理者等指導講習の受講需 要に適切に対応した講習の開催回 数の設定及び自動車運送事業者を 取り巻く経営環境に応じて適切に 講習用テキストの改訂を行います。 イ 受診需要に適切に対応した受診 機会を提供するため、インターネ ットを活用した新適性診断システ ム(i-NATS)及び同システムによ る貸出機器の利用促進を図りま す。 ウ より事故防止に効果的なカウン セリング付一般診断の普及促進を 図ります。 エ i-NATS の機能を改良し、事業 者の安全対策の充実を図ります。	S	平成23年度における基礎講習の開催については、運行 管理者補助者制度が定着したことも踏まえて、前年度と同 程度の受講需要を見込み、基礎講習を236回(平成22 年度232回)開催する等受講需要に適切に対応し、一般 講習等を含む講習全体では、1,006回(平成22年度9 85回)開催した。 講習用テキストについては、運送事業者を取り巻く経営環 境に応じて適切に改訂を行っており、平成23年度におい ては、東日本大震災発生時の緊急物資輸送、人員輸送など の状況を具体的に記述し、災害発生時の対応について必要 な情報提供を行った。 受診需要に適切に対応した受診機会を提供するため、i -NATS契約事業者及び機構支所から遠隔地にある事 業者を中心に貸出i-NATSによる診断の促進を図った 結果、機構支所以外での受診者数は108,740人とな り、一般診断受診者総数(255,965人)の42.5% を占めるまでになった。 事故防止に効果的なカウンセリング付一般診断につい ては、全支所によるトップセールス等の効果もあり、4, 085人(対前年度比63.5%増)に対して実施した。 i-NATSの機能改良については、適性診断を定期的に 受診することが事故防止に一層効果的であることから、安 全運転態度及び危険感受性テストにおけるCGシミュレ ーションのコース拡充を行い、繰り返し受診の環境を整え た。 これらの取組みにより、優れた実施状況にあると認めら れる。

<p>② 行政の施策による安全マネジメントの支援を図るとともに、運送事業者に対し、事故防止に関する機構のノウハウを提供することにより、事故防止に貢献します。</p>	<p>② 指導講習、適性診断等を行う職員の資質の向上を図るための研修を行います。</p> <p>また、自動車運送事業者の安全マネジメント体制の構築を支援するため、安全マネジメントに関するコンサルティング、講習及び運輸安全マネジメント評価等を実施します。</p> <p>さらに、従来の安全マネジメント講習に、IT機器の活用や交通事故の要因分析手法等に関する内容を盛り込んだステップアップ化した講習を実施します。</p>	<p>A</p>	<p>職員の資質向上を図るため、安全マネジメント業務（コンサルティング、講習会等）担当職員に研修を実施した。</p> <p>自動車運送事業者における安全風土の確立を目的とした安全マネジメントコンサルティングを全国で49件（バス19件、ハイタク10件、トラック18件、その他2件）、当該事業所（本社、営業所等）で実施した。</p> <p>自動車運送事業者における運輸安全マネジメントの取組みを支援することを目的とした安全マネジメント講習会を全国47支所で94回開催し、3,007人の経営者等が受講した。</p> <p>運行管理の新技术としてデジタル式タコグラフ、ドライブレコーダー、睡眠時無呼吸症候群（SAS）関連機器、アルコール検知器等の事故防止関連のツールが普及拡大している状況等を踏まえ、活用方法、健康管理方法を紹介するとともに、運行管理者のスキルアップを目的とした安全マネジメント支援ツール講習会を全国37支所で実施し、1,387人の運行管理者等が受講した。</p> <p>自動車運送事業者の安全管理の状況等について、経営管理部門（社長、取締役等）への直接のインタビュー、文書、記録の確認等を通じ、取組みの優れている点を評価するとともに、改善の余地のある点などを助言し、安全管理体制の構築・改善を図ることを目的とした運輸安全マネジメント評価を全国で20事業者に対し実施した。</p> <p>運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知及び浸透させ、より多くの自動車運送事業者において輸送の安全性のさらなる向上に向けた取組みに活かしてもらうよう、安全マネジメントに関する最新情報や取組事例、安全マネジメント支援ツールの活用等に関する講演等を主体とした大規模なセミナーを開催し、経営者等791人が参加した。</p> <p>この他、自動車運送事業者及び事業者団体等からの要請により、輸送の安全意識の向上及び関係法令遵守等の専門的知見を広げるための講師として機構職員を派遣した。また、事業所において安全管理体制、運用体制等の検証を行い、経営者が適切な判断を行うための内部監査支援を全国で実施した。</p> <p>これらの取組みにより、着実な実施状況にあると認められる。</p>
--	--	----------	--

<p>③ 以上の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。</p>	<p>③ 以上の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度（平成23年度）について、4.0以上とします。</p>	<p>A</p>	<p>安全対策への支援効果に関する調査を実施し、指導講習受講者の評価度については、4.44（前年度4.42）の評価を得た。 また、適性診断受診者の評価度については、4.16（前年度4.07）の評価を得た。 指導講習及び適性診断に対する事業者の評価度については、4.18（前年度4.16）の評価を得た。 各項目において、年度計画（4.0以上）を上回る評価を得ており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	<p>適性診断受診者の評価度のうち、的確度については、4に満たないので、更に改良の余地がないか検討が必要である。</p>
<p>(2) 指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援 新たに実施機関になろうとする民間団体等への機構の適性診断システムの提供や教育訓練を実施します。</p>	<p>(2) 指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援 民間団体の参入の促進が図られるよう、新たに実施機関になろうとする民間団体等へ機構の診断機器等を含む適性診断に関する情報提供や適性診断員等への教育訓練を実施します。</p>	<p>A</p>	<p>新たに適性診断の実施機関になろうとする団体に対してカウンセラー資格要件研修（2団体2名）、既に認定機関である民間団体に対して、指導主任者教育訓練（1団体2名）、カウンセラー資格要件研修（1団体2名）を実施した。 平成23年度においては、平成22年度にナスバが研修を実施した8団体のうち、4団体が新たに認定を受けるに至り、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>(3) 療護施設の設置・運営 ① 遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム（注3）、プライマリーナーシング（注4）や高度先進医療機器による質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から治療機会の公平な確保を図ることにより、中期目標期間の最終年度までに、脱却（注5）者を75人以上とするとともに、患者の治療改善度を向上させます。またメディカルソーシャルワーカー（注6）等による転院先情報の提供等、患者家族に対する支援の充実を図ります。 (注3) 病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式 (注4) 継続した受持看護方式</p>	<p>(3) 療護施設の設置・運営 ① 遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム（注3）、プライマリーナーシング（注4）や高度先進医療機器による質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から治療機会の公平な確保を図ることにより、平成23年度中の脱却（注5）者の総数を15人以上とします。 また、引き続き、改善指標（ナスバスコア）を活用した治療改善度を公表するとともに、治療改善度の向上を図ります。 なお、療護施設機能の一部委託先病院においても、引き続き入院患者が脱却できるよう適切な治療・看護を行います。 また、引き続きメディカルソーシャルワーカー（注6）等による</p>	<p>A</p>	<p>各療護センターにおいては、MRI、PET等の高度先進医療機器による高度な検査・治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察や同じ看護師が1人の患者を継続して受け持つプライマリーナーシング方式による質の高い看護を行った結果、13人を脱却させた。また、委託病床においても、4人を脱却させた。 なお、脱却者数が年度計画の15人以上に達しなかった理由は、年度内の脱却による退院を予定していた入院患者3人が転院先の病院や家族の事情等により年度内に退院できなかったためであるが、いずれも程なく退院している。 改善指標（ナスバスコア）の分析結果においては、ナスバスコア平均値の減少が認められ、脱却には至らないが治療改善効果が認められた患者も存在する。 なお、ナスバスコア平均値の減少幅は年々縮小する傾向にあり、「入院時のナスバスコア及び年齢の平均値が高くなってきていること」が影響を与えているものと考えられる。 以上の結果については、4療護センター全体及び4療護センター別で公表した。</p>	

<p>(注5) 一定の意思疎通・運動機能の改善 (注6) 患者・家族が抱える諸問題の解決、調整を援助する専門家</p>	<p>転院先情報の提供等、患者家族に対する支援を行います。 さらに、療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な介護を実践できること等を目的とする看護プログラムを試験的に導入し、その効果について検証を行います。 (注3) 病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式 (注4) 継続した受持看護方式 (注5) 一定の意思疎通・運動機能の改善 (注6) 患者・家族が抱える諸問題の解決、調整を援助する専門家</p>		<p>各療護施設においてメディカルソーシャルワーカーによる患者家族に対する転院先情報の提供、入院申込みに係る相談、案内等の支援業務に、引き続き積極的に取り組み、前年度比で10.9%減、前々年度比で8.3%増の、8,193件であった。 さらに、療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的とする新看護プログラムを平成23年5月から段階的に6箇所すべての療護施設において試験的に導入した。6療護施設全体で平成23年度中に27人の患者に対してプログラムを実施した結果、顕著な改善事例もみられ、患者の家族から感謝の声も届いている。 以上の取組みにより、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>② 治療効果を高めるため高度先進医療機器の整備を図るとともに、地元大学等研究機関や他療護施設との連携の強化、職場内研修の充実等により、高度先進医療機器を活用した医療技術やプライマリナーシングによる看護技術の開発・向上を図ります。</p>	<p>② 設備の更新計画に基づき、中部療護センターのポジトロン（陽電子）断層撮影装置（PET）を更新するとともに、地元大学等研究機関や他療護施設との連携の強化、職場内研修の充実等により、高度先進医療機器を活用した医療技術やプライマリナーシングによる看護技術の開発・向上を図ります。</p>	<p>A</p>	<p>設備の更新計画に基づき、中部療護センターのポジトロン（陽電子）断層撮影装置（PET）について、平成24年2月に計画どおり機器の導入を完了した。 遷延性意識障害者に対する治療及び看護に実績のある療護センターの蓄積されたノウハウを活かし、中部療護センターでは平成21年度に岐阜大学との間で開設した連携大学院の学生（3名）が研究を行うなど、地元大学の医学部等との連携を図り、高度先進医療機器を活用した医療技術の向上を図った。 また、各療護センターにおいて、入院患者の担当チームごとに、ケースレポート研修会や医療事故防止研修会等の職場内研修を331件（対前年比29%増（88件増））開催するなど、治療や看護技術の向上に向けた研修を実施した。 さらに、センター長、看護部長、リハビリ担当者、メディカルソーシャルワーカー等の会議をそれぞれ年1回開催し、療護施設間の連携を図ることにより治療、看護やリハビリ、有効な生活支援等について情報交換及び業務検討を行った。 以上の取組みにより、着実な実施状況にあると認められる。</p>	

<p>③ 療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年15件以上行うとともに、部外医師・看護師等に対する研修を行うなどして、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。</p>	<p>③ 引き続き、療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年15件以上行うとともに、部外医師・看護師等に対する研修を行うなどして、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。</p> <p>また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院において、引き続き、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行います。</p>	A	<p>平成23年度については、地元大学等とも連携しながら、日本脳神経外科学会、日本意識障害学会において、年度計画15件以上の倍を超える32件の研究成果を発表。遷延性意識障害者に対する治療及び看護に実績のある療護センターの蓄積されたノウハウを、他の大学、一般病院等に幅広く伝播し、その活用を図る上で大きく貢献した。</p> <p>また、短期入院協力病院のスタッフへの研修として、平成22年度の計7病院9名の倍以上となる計14病院19人（千葉療護センターで3病院5人、東北療護センターで2病院3人、岡山療護センターで4病院6人、中部療護センターで5病院5人）に対し実務研修を行った。</p> <p>さらに、平成21年度から中部療護センターにおいて開設した「連携大学院」については、平成21年4月に1人、平成22年4月に1人、平成23年4月に1人の合計3名が入学し、平成23年9月に開催された第20回日本意識障害学会や同年10月に開催された（社）日本脳神経外科学会第70回学術総会の場において研究成果の発表を行っている。</p> <p>以上のように、療護施設で得られた知見・成果の他の医療機関等への精力的な普及活動を活発に実施しており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>④ 地理的要因等を勘案して一般病院に療護施設機能の一部について委託を行い、遷延性意識障害者の治療・看護機会の拡充を図ります。</p>	<p>④ 療護施設機能の一部を一般病院へ委託することの拡充について、拡充する地区及び委託する規模（病床数）等の検討を行います。</p>	A	<p>平成23年2月に有識者を委員とする「委託病床の拡充にかかる検討委員会」を設置し、委託病床の拡充地区及び拡充規模等について、患者の需要予測などを基に検討がなされた結果、同年6月、大阪を中心とする近畿地区に16床、関東西・南部地区に12床の委託病床を設置する必要があるとの結論を得た。平成25年1月からの患者受入れに向けて、「委託病床機能等審査委員会」を設置するなど、委託病院の選定にかかる所要の手続きを行い、平成24年3月には委託先病院公募のための入札説明会を関東地区、近畿地区それぞれで開催した。委託病床の拡充に向け、着実な実施状況にあると認められる。</p>	

<p>(4) 介護料支給等支援業務</p> <p>① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給及び短期入院費用に係る助成を行うことにより効果的な被害者救済を図るとともに、受給資格者のニーズを踏まえ、介護料支給対象品目等の見直しを実施します。</p> <p>また、本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施するとともに、在宅訪問サービスの実施により、受給資格者等に対する精神的支援を強化します。</p> <p>さらに、機関紙やホームページの活用により介護に関する各種情報を発信します。</p>	<p>(4) 介護料支給等支援業務</p> <p>① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給及び短期入院費用に係る助成を行うとともに、短期入院費用に係る助成について、ニーズを踏まえた制度の見直しを行い、効果的な被害者救済を図ります。</p> <p>また、本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施するとともに、新規認定者及び既存の認定者に対する訪問支援サービスを実施することにより、被害者の状況及び要望を把握し、受給資格者等が抱える在宅介護に関する相談事項への対応及び各種情報提供等を行うことで受給資格者等に対する精神的支援を強化します。</p> <p>併せて、これらの介護に関する知識・技術等の各種情報を機関誌「ほほえみ」やホームページの活用により発信します。</p> <p>さらに、介護料受給者及び介護者同士がお互いに交流できるインターネットを活用した情報ツールを構築するとともに、介護料受給者及び介護者を集めての交流会を実施します。</p>	<p>S</p>	<p>後遺障害の程度、介護の状況に応じた介護料を、4,758人に対し30億5,440万円支給するとともに、介護料受給者等のニーズを把握して、短期入院費用に係る助成についても、平成23年9月に制度改正を行い、年間の対象日数・対象額を拡充(30日・30万円→45日・45万円)し、患者移送費の別枠助成を実施した。</p> <p>また、各主管支所の介護相談窓口において、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等を前年度比24件増の2,537件行うとともに、介護相談ゼネラルアドバイザー(介護福祉士)及び療護施設が有する専門的見地をもとに介護料受給者等のニーズに併せた情報を機関誌「ほほえみ」に掲載した。</p> <p>他方、各主管支所及び支所の担当者が介護料受給者宅を訪問し、介護料受給者及びその家族等の介護者に対し、直接の相談対応及び各種情報の提供を行う訪問支援を、前年度の約1.25倍に当たる1,940件実施した。</p> <p>訪問先からは、「親なき後の子供の将来についての不安」、「将来における経済的不安」、「在宅介護のストレス、健康、体力等の不安」等の相談を受け「悩みを聞いて貰えるだけで心の支えになる。」「担当者に訪問して貰えてうれしい。」等の評価を得た。</p> <p>また、「同様な他の家族の方と話しをしてみたい。」とのニーズを把握し、平成23年度から各主管支所及び支所において交流会を本格的に実施し、43支所で、延べ48回実施した。</p> <p>併せて、外出があまりできない介護料受給者の方のために、インターネットを活用した専用掲示板を構築し、平成24年1月から運用を開始した。</p> <p>以上の取組みにより、優れた実施状況にあると認められる。</p>	<p>介護料支払業務に関連して、短期入院費用の助成制度改正を行ったほか、窓口での相談、訪問支援、交流会の開催など、受給者に寄りそう支援の実施は、目覚ましく業務を実施していると評価できる。</p>
<p>② ①の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の最終年度までに4.0以上とします。</p>	<p>② 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度(平成23年度)について4.0を目標とします。</p>	<p>A</p>	<p>重度後遺障害者の家族に対する介護支援効果に関する評価度については、4.23であり、着実な実施状況にあると認められる。</p>	

<p>(5) 交通遺児等への生活資金の貸付</p> <p>① 被害者のニーズに応じた生活資金の貸付けを行うことにより、効果的な被害者救済を図ります。</p> <p>また、被害者に対する相談支援の充実を行うとともに、被害者家族同士の交流を促進するなどして、自動車事故被害者に対する精神的支援を効果的に実施します。</p>	<p>(5) 交通遺児等への生活資金の貸付</p> <p>① 引き続き、被害者のニーズに応じた生活資金貸付けの見直しを検討します。</p> <p>また、被害者に対する相談支援の充実を図るため家庭相談員が適切な指導、助言を行えるような研修を実施して、その資質の向上を図ります。</p> <p>さらに、被害者家族同士の交流の場の拡充を行うためコミュニケーションをより一層図った集いの実施により交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化します。</p>	<p>A</p>	<p>交通遺児等貸付制度については、引き続き保護者等の意見を聴きながら見直しの必要性を検討していくこととしている。</p> <p>被害者に対する相談支援の充実を図るため、例年各主管支所単位で実施している家庭相談員に対する研修を平成23年6月に本部において実施し、外部講師によるカウンセリングマインド向上のための講義と複数の課題研究テーマを班別に討議させるとともに、討議結果の発表と質疑応答を行い、家庭相談員の資質向上を図った。</p> <p>また、被害者家族同士の交流の場として「友の会の集い」を開催し、全国50支所において957人が参加した。そのうち、41支所においては、1泊2日の行程で実施し、一層のコミュニケーションを図ることができた。さらに、保護者同士の交流会を友の会の実施時の開催を含め60回開催し、延べ615人が参加した。</p> <p>精神的支援の一環として毎年実施している友の会コンテストについて、平成23年度は「写真コンテスト」を実施した。</p> <p>これらの取組みにより、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。</p>	<p>② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度(平成23年度)について、4.0以上とします。</p>	<p>A</p>	<p>被害者に対する精神的支援に関する評価度は、4.51で、年度目標を大きく上回り、研修を実施した家庭相談員の評価度が平均4.58と高い評価を得るなど、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>(6) 自動車事故による被害者への情報提供の充実</p> <p>情報案内サービスを実施し、自動車事故の被害者等に対し、機構の各種援護制度の情報を提供するとともに、他機関の援護制度や事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供を行います。</p>	<p>(6) 自動車事故による被害者への情報提供の充実</p> <p>情報案内サービスを実施し、自動車事故の被害者等に対し、機構の各種援護制度の情報を提供するとともに、他機関の援護制度や事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供を行います。</p> <p>また、情報案内サービスの利用向上のための積極的な広報を行います。</p> <p>さらに、情報提供機能の水準を高めるため、従事する者への適切な研修等を行います。</p>	<p>A</p>	<p>自動車事故に遭われ、法律、金銭、介護、病院など、自動車事故に起因する悩み事等について、相談内容に応じて地方公共団体をはじめ各種相談機関の窓口の紹介、並びに交通遺児等への無利子貸付、介護料の支給及び療護施設など機構の業務について案内する情報提供サービス(NASVA交通事故被害者ホットライン)を平成19年10月1日より運用を開始した。より多くの交通事故被害者の方々の利用を促すため、平成23年度では新たに、政府広報の視覚障害者向けの音声広報CD「明日への声」にホットラインの案内を収録、首都高速道路のパーキングエリアに、ホットラインの案内リーフレットラックを設置した。</p> <p>また、引き続き、鉄道、バス事業者等の協力を得て、車両内外への広報、警察署、地方公共団体、医療機関等を中心にリーフレット等を配布するとともに、関係団体機関誌</p>	

			<p>へのPR掲載、さらに自動車安全運転センターが発行する「交通事故証明書」の郵送用封筒にPRを印刷するなどの各種周知広報活動を積極的に展開した結果、相談件数は若干減少したものの、平成23年度の受付件数は2,745件、相談窓口紹介件数は3,843件となった。</p> <p>これらの取組みにより、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>(7) 自動車アセスメント情報提供業務</p> <p>① 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。</p> <p>これにより安全性能に係る指標（乗員保護性能は総合評価の☆の数（注7）及び歩行者頭部保護性能は評価レベル）について、中期目標期間の年度毎に、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。</p> <p>（注7）総合評価の得点率を☆の数6段階で表示</p>	<p>(7) 自動車アセスメント情報提供業務</p> <p>① 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。</p> <p>これにより安全性能に係る指標（乗員保護性能は総合評価の☆の数（注7）及び歩行者頭部保護性能は評価レベル）について、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。</p> <p>（注7）総合評価の得点率を☆の数6段階で表示</p>	A	<p>平成23年度の自動車アセスメント試験の結果、後継車種（3車種）について、運転席の乗員保護性能評価及び歩行者頭部保護性能評価は、旧車種の評価指標の平均値以上となった。</p> <p>助手席の乗員保護性能評価については、平成23年度は、旧車種の評価指標を若干下回ったが、これは、モデルチェンジが行われた3車種のうち1車種について、全体の評価の低下につながったこと、評価指標が1段階下がったことが要因としてあげられる。</p> <p>全般としては、自動車アセスメント情報提供業務を実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるべく、取り組んでいるところであり、着実な実施状況にある。</p>	
<p>② パンフレット配布、ホームページの構成改善、試験の公開、イベントの開催等により、アクセスしやすい、わかりやすい情報提供をユーザーに行います。</p>	<p>②よりわかりやすい情報の提供</p> <p>ア よりわかりやすいパンフレットを配布します。</p> <p>イ よりわかりやすくホームページを改善します。</p> <p>ウ 自動車アセスメント試験結果発表会を開催し、併せて自動車アセスメントグランプリ車及びアセスメント優秀車の発表を行います。</p>	A	<p>平成23年度においては、東日本大震災の影響で一部の被災地（約100箇所）にはパンフレットの発送を見送ったものの、自動車アセスメントについては、軽自動車販売店（量販店等）へ、チャイルドシートアセスメントについては、乳幼児用品販売店へ配布箇所を拡大した。</p> <p>歩行者脚部保護性能試験、新・安全性能総合評価が平成23年度から導入されたことから、パンフレットについては、デザインを全面的に見直し、見やすいパンフレットとした。</p> <p>ホームページについては、評価結果の表示項目を追加するとともに、平成22年度のアンケート調査で指摘のあった「階層が深く、探しにくい」等の意見を踏まえ、アセス</p>	<p>順調かつ堅実に実施されている。</p>

	<p>エ メディアに対して自動車アセスメントの公開を行う等、メディアを積極的に活用しユーザーに対しわかりやすい情報提供を行います。</p> <p>オ モーターショーへ出展をします。</p>		<p>メントトップページにアイコンを設け、最新情報へ直接接続するように改善した。</p> <p>自動車アセスメント等を一般ユーザーに広く周知するため、例年実施している自動車アセスメント発表会を実施（昨年は東日本大震災の発生に伴い中止）するとともに、試験車両の一般公開を行った。</p> <p>また、安全性の優れた自動車を開発したメーカーを表彰する「アセスメントグランプリ」に代え、新・安全性能総合評価において最高レベルの評価車種を「JNCAPファイブスター賞」として表彰した。</p> <p>今年度から導入した電気自動車等の衝突後の感電保護性能評価試験、歩行者脚部保護性能試験及びチャイルドシートの前面衝突試験等をメディア関係者に公開し、テレビ、新聞、雑誌等で取り上げられた。</p> <p>さらにモーターショーへの出展を行い、前期評価結果、アセスメント試験映像の放映を行うとともに、パンフレット等の配布を行った。なお、モーターショーへの出展は、東京及び札幌にて行った。</p> <p>これらの取組みを通じてユーザーに対して分かりやすい情報提供を行っており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>③ 以上の施策を行うことにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。</p>	<p>③ 以上の施策を行うことにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度に関する評価度（23年度）について、4.0以上とします。</p>	<p>A</p>	<p>ユーザーに対する利用度・満足度に関する評価度については、4.16（前年度4.16）であり、着実な実施状況にあると認められる。</p>	

<p>④ 予防安全性能、衝突時の乗員対策及び歩行者の保護性能を改善するため、事故実態を踏まえ、試験方法、評価方法の策定や見直しを行います。</p> <p>また、後遺障害者数が多い実態を踏まえ、後遺障害対策にも取り組みます。</p>	<p>④ Flex インパクトを利用した歩行者脚部保護性能試験を導入します。</p> <p>⑤ 歩行者保護GTR（世界統一基準）の国内導入に係る頭部保護性能試験速度等の見直しについて、アセスメントへの反映のための調査研究を行います。</p> <p>⑥ 衝突試験評価を包括した新安全性能総合評価を導入します。</p> <p>⑦ 交通事故を未然に防止するため予防安全装置の効果評価のための基礎調査を行います。</p>	S	<p>歩行者の死傷者の減少を図るため、平成22年度までの調査結果を踏まえ、歩行者脚部保護性能試験を導入した。</p> <p>電気自動車等の普及に伴い、衝突事故を起こした際に高電圧により感電しないことを確認するため、フルラップ前面衝突試験等の実施後に行う試験方法及び評価方法を策定し、感電保護性能評価試験を導入した。</p> <p>新たに自動車アセスメントに導入された評価項目（後面衝突頭部保護性能試験、歩行者脚部保護性能試験、座席ベルトの非着用時警報装置評価試験）を考慮した「新・安全性能総合評価」を導入した。</p> <p>予防安全技術に関する評価を自動車アセスメントに導入するため、予防安全技術による事故低減効果（カバー率）を把握するとともに、諸外国のアセスメント機関が実施している予防安全技術についての試験方法、評価方法の検討状況を調査した。また、予防安全技術のうち、既に装備の普及が進んでいる横滑り防止装置（ESC）については、性能評価のための各種の試験を実施し、当該試験の特徴を整理した。</p> <p>以上のように、これまでの調査研究の結果を踏まえ、新たな試験及び評価を今年度から導入しているところであり、優れた実施状況にあると認められる。</p>	
<p>⑤ 専門家との討論及び情報交換を実施するなど、各国のアセスメント機関、専門家等との情報交換を継続的に実施することにより、試験方法の見直し、情報提供方法の改善等に役立てます。</p>	<p>⑧ 海外の関係機関との情報交換等</p> <p>ア 海外のアセスメント関係機関との情報交換を積極的に行うとともに、その結果を踏まえて今後の我が国の試験方法、情報提供方法等の改善に役立てます。</p> <p>イ 世界NCAP会議等に参加し、我が国が新たに導入する歩行者脚部評価試験等について情報提供を行います。</p>	A	<p>平成23年6月にワシントンDC（米国）において開催されたESV世界会議及び世界NCAP会議に機構がJNCAP代表として参加し、平成23年度から導入した歩行者脚部保護性能試験について情報提供を行うとともに、世界各国の自動車アセスメント機関との間で試験等の動向に係る情報交換を行った。</p> <p>平成23年12月にEuroNCAPの事務局長が来所し、JNCAPにおいて平成23年度から導入した歩行者脚部保護性能試験及び新・安全性能総合評価について情報提供を行うとともに、EuroNCAPの現状及び今後の予定等について情報交換を行った。</p> <p>平成23年11月にデリー（インド）において開催されたiCAT衝突セミナーに出席し、JNCAPが実施している試験方法及び評価方法の紹介を行った。</p> <p>以上のように海外のアセスメント関係機関等との情報交換を積極的に行っており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	

<p>⑥ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。</p>	<p>⑨ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。</p>	<p>A</p>	<p>業務改善状況等に関し、タスクフォースによる外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表しており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>(8) 自動車事故対策に関する広報活動 事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。 交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施します。</p>	<p>(8) 自動車事故対策に関する広報活動 後席シートベルト着用推進・飲酒運転の根絶等の事故防止対策事業や被害者への各種情報提供等の被害者援護対策事業、さらには自動車損害賠償保障制度の周知など機構業務の認知度向上のため、各種イベントへの参画、国・地方自治体等の関係機関と連携した広報活動、また、ポスター、パンフレット、インターネット、マスメディア等を活用した国民・関係機関(者)への周知宣伝活動により、積極的な広報活動を推進します。</p>	<p>A</p>	<p>被害者援護業務についてCMを制作し、「マツダスタジアム広島」のアストロビジョンで放映された。また、同制度広報ポスターを作成し、バス・鉄道事業者等において掲出された。 東京モーターショーへの出展のほか、全国交通安全運動の一環として各種イベントへ参画し、東京主管支所においては、事故防止推進キャンペーンを開催するなど、被害者保護、事故防止対策等のPR活動を実施した。 また、療護センターをはじめとする被害者援護業務やカウンセリング付き一般診断等の安全指導業務について、専門誌を活用しつつ広く周知を実施した。 ホームページについては、ユーザーの視点に立った見やすく、わかりやすいホームページを目指し、インターネットを活用した講習等の予約申込みを可能とするなど、随時メンテナンス等を行った。 これらの結果、約217万件のアクセスを記録し、前年度に比べ10万6千件(5%)の増加となり、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を策定します。</p>	<p>3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</p>	<p>A</p>	<p>中期計画に基づいた年度計画予算、収支計画及び資金計画を策定し、計画に沿って、サービスその他業務の質の向上を図りつつ、適正な予算の執行を行っており、着実な実施状況にあると認められる。 なお、当期総利益58億48百万円の発生要因としては、主として中期目標期間最終年度であることから独法会計基準第81項第3項に基づき、運営費交付金債務残高(57億99百万円)を全額収益化したためである。</p>	
<p>4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,400百万円とします。</p>	<p>4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,400百万円とします。</p>	<p>—</p>	<p>平成23年度は該当なし。</p>	

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画なし	5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画なし	—	平成23年度は該当なし。	
6. 剰余金の使途（目的積立金として承認された場合） ① 利用者サービス充実のための環境の整備 ② 職員研修の充実	6. 剰余金の使途（目的積立金として承認された場合） ① 利用者サービス充実のための環境の整備 ②職員研修の充実	—	平成23年度は該当なし。	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設及び設備に関する計画	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設及び設備に関する計画	A	<p>中期計画に基づき、年度計画記載の設備等について、計画どおり仕様に沿って整備しており、着実な実施状況にあると認められる。</p> <p>なお、中部療護センターにおけるポジトロン（陽電子）断層撮影装置（PET）については、一般競争入札により導入しており、機構内に設置した性能等審査委員会により、応札内容に係る評価項目等の決定、技術面の審査を得て総合評価点を決定しており、契約の適正性が確保されていると認められる。</p>	
<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度末までに平成17年度比で5%以上の削減を行います。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めます。</p> <p>さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続します。</p> <p>〔参考〕</p> <p>1) 期初の常勤職員数 334人</p> <p>2) 期末の常勤職員見込み 334人</p>	<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度予算比で1%以上の削減を行います。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めます。</p>	A	<p>平成23年度は、以下の削減方策を講じたこと等により、年度計画（前年度の予算比で1%以上の削減）を上回る人件費（退職手当等を除く。）の削減（6.7%減）を達成しており、着実な実施状況にあると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度に実施した役職員俸給5%削減等の施策の経年効果（4.8%減） ・人事院勧告を踏まえた給与体系の見直し効果等（1.9%減） <p>なお、对国家公務員指数（ラスパイレス指数）については、管理職員数割合が高いこと、大卒者割合が高いこと、国家公務員より地域手当の支給対象となる都市部に勤務する職員割合が高いことから、平成23年度は105.1となり、国家公務員と概ね同等の水準であると認められるが、引き続き、給与水準の適正化を図っていくことが必要と考えられる。</p>	

(3) 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項に規定する積立金の使途	(3) 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項に規定する積立金の使途	—	平成23年度は該当なし。	
--	--	---	--------------	--

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：34項目）

（34項目）

SS	0項目	
S	5項目	
A	29項目	
B	0項目	
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

本法人は、自動車事故防止と自動車事故による被害者支援を大きな柱の業務として、社会的に重要な使命を担う独立行政法人であり、限られた人員のもとで業務運営の効率化を進めつつ、社会状況の変化に応じた新たな業務にも取り組んでいる状況にある。こうした中、第二期中期目標期間の最終年度となる平成23年度の業務の実績については、中期目標の達成に向けて着実な実施状況もしくは優れた実施状況にあると認められる。

特にIT化を図った適性診断の受診機会を外部に拡大することにより、自動車事故防止対策の推進と業務運営の効率化を図るとともに、被害者支援専門員を配置し、介護料受給者宅への直接訪問により介護に関する相談・情報提供等を行う訪問支援サービスや関係者との意見交換を目的とした交流会を強化し、また、自動車事故による重度後遺障害者の治療・看護を行う療護施設の確実な運営、療護施設の入院患者の治療改善効果の分析・公表や介護者が実践可能な新看護プログラムを試行するなど、被害者支援の充実を着実に進めている。

なお、職員の不祥事事案が発生しているものの、事案の発生後速やかに再発防止策の策定を行っているなど、全体的な評価としては、法人として中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・ 確実な業務運営を行う上で、業務の効率化や組織運営の効率化について、引き続き検討、実施することが求められる。
- ・ 引き続き、安全指導業務に係る民間参入を促進するため、新たに指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等に対しては、本法人がこれまで培ったノウハウの提供等を積極的に行うことが求められる。
- ・ 療護施設や訪問支援事業の充実等、重度後遺障害者への支援の重点化が引き続き行われることが求められる。
- ・ ラスパイレス指数については、国家公務員と概ね同等の水準となっているが、国家公務員の水準を上回ることがないよう、引き続き適正な給与水準を確保するための措置を講ずる必要がある。
- ・ 職員のコンプライアンスの徹底等については、職員による業務上横領による逮捕という事態を重く受け止め、同様の事件の再発防止を図る観点からも、より一層の取組を進める必要がある。

（その他）

- ・ 大阪を中心とする近畿地区、関東南・西部地区への設置について結論を得ている一般病院の療護施設機能の一部委託については、24年度における運営の開始など着実な運営が求められる。

総合評定

（SS, S, A, B, Cの5段階）

A

（評定理由）

業務運営評価及び総合評価から本法人の業務実績は、中期目標・中期計画・年度計画にしたがって、順調に業務を実施し、成果を上げていると認められることから、着実な実施状況にあると判断されるため。

	実績	評価
<p>1 政府方針等</p> <p>○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。)で個別に措置を講ずべきとされた事項等で、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組。</p> <p>○ 政独委が国土交通大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組。</p> <p>○ 公益法人等に対する会費の支出について、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)で示された観点を踏まえた見直し。</p>	<p>・安全指導業務について、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間への業務移管を進める観点から、民間団体に対して所要の研修を実施した。その結果、新たに4団体が認定を受けるに至った。</p> <p>・i-NATS(ネットワーク端末機)の導入に伴い、導入支所のレイアウト見直しにより生じた事務室、倉庫等の余剰スペースを返還し、また、事務所借料の値下げ交渉等を実施することで、平成22年度に賃借料を95,209千円、事務所スペースを923㎡、平成23年度に賃借料を19,739千円、事務所スペースを50㎡削減した。</p> <p>平成23年度において取り組むこととされている事項はない。</p> <p>なお、勧告の方向性を踏まえて策定された中期目標・中期計画・年度計画に基づき、業務運営を行ったところである(平成23年度業務実績評価調書参照)。</p> <p>該当なし。</p>	<p>・安全指導業務については、ユニバーサルサービスの確保を念頭に、着実な取組みが行われつつあると認められる。こうした取組みは、閣議決定を具現化するための基礎となるものであり、今後ともこのような団体等に対する積極的な支援を期待する。</p> <p>・平成22年度の支所における大規模な余剰スペースの返還、事務所借料の値下げ交渉等につき、着実に実績を上げているものと認められる。</p> <p>・勧告の方向性を踏まえて策定された中期目標・中期計画・年度計画に基づき、適切に業務運営が行われているものと認められる。</p> <p>・左記項目については、該当しないことを確認した。</p>
<p>2 財務状況</p>		
<p>(1)当期総利益(又は当期総損失)</p> <p>○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。</p>	<p>当期総利益を5,848百万円計上。当該発生要因は運営費交付金債務残高を全額収益化等したためである。</p> <p>なお、徹底した経費削減、自己収入の増加等により発生したものであり、法人の業務運営に問題はない。</p>	<p>・当期総利益の発生要因は、経営努力によるものであり、法人の業務運営に問題はないと認められる。</p>
<p>(2)利益剰余金(又は繰越欠損金)</p>		
<p>○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。</p>	<p>利益剰余金を6,138百万円計上。中期目標期間最終年度に伴う運営費交付金の全額収益化、有価証券の受取利息等である。</p>	<p>・利益剰余金は、上記当期総利益及び有価証券等の受取利息等によるものであり、過大な利益となっているとは認められない。</p>
<p>○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性を含む)。</p> <p>さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうか。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>・左記項目については、該当しないことを確認した。</p>

	実績	評価
(3)運営費交付金債務		
○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。	執行率は88%である。 なお、運営費交付金債務の発生要因は、徹底した経費削減、自己収入の増加等によるものである。	・運営費交付金債務の発生要因は、経営努力によるものと認められる。
○ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析。	徹底した経費削減、自己収入の増加等による。	・法人の経営努力によるものであり、法人の業務運営に問題はないと認められる。
3 保有資産の管理・運用等		
(1)保有資産全般の見直し		
ア 実物資産		
○ 職員宿舎について、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)で示された方針等を踏まえた見直し。	職員宿舎を保有していない。	・職員宿舎を保有していないところであるが、借上宿舎については、当該方針に沿った適切な対応をされたい。
○ 基本方針において既に個別に措置を講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等における、ⅰ)利用実態の把握状況、ⅱ)利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況。(未利用又は利用の程度が低い資産関係)	・遷延性意識障害者((脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者))を治療・看護する療護センターを4箇所設置・運営しており、このために必要な建物、土地を保有している。当該業務は民間の医療機関では十分な対応がなされない自動車事故による最重度の後遺障害者に特化するなど、必要不可欠なものである(平成23年度末現在で、病床数は計230床、入床率は91.7%)。	・療護センターにおいて、民間の医療機関では十分な対応がなされない最重度の後遺障害者に特化して効果的、効率的に治療・看護が行われており、自動車事故による被害者に適切に利用されていることから、法人で保有することは適切であると認められる。
イ 金融資産		
○ いわゆる溜まり金の精査における、次のような運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況。 ⅰ)運営費交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金債務が相殺されているもの。 ⅱ)当期総利益が資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺されているもの。	該当なし。	・左記項目については、該当しないことを確認した。
ウ 知的財産等		
○ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況。	現時点では特許権等の知的財産は保有していない。	・左記項目については、該当しないことを確認した。
○ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等。	該当なし。	・左記項目については、該当しないことを確認した。

	実績	評価
(2)資産の運用・管理		
ア 実物資産		
○ 活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その妥当性。	法人の保有する療護センターについて、入床率は平成23年度末91.7%であり、十分に活用されている。	・最重度の後遺障害者の利用実態に鑑み、十分に活用されていると認められる。
○ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組。	療護センターの運営に関しては、民間の医療機関に委託することにより管理の効率化を図っており、また、自己収入の増加の観点から、療護センターが保有する高度先進医療機器を有効活用し、外部検査を積極的に受け入れた。	・療護センターについて、管理の効率化や自己収入の向上に向けた取組みが適切に実施されていると認められる。
イ 金融資産		
a) 資金の運用		
○ 事業用金融資産の管理・運用に関する基本方針の策定状況及び委託先の選定・評価に関する規定状況。	該当なし。	・左記項目については、該当しないことを確認した。
○ 運用委託先の評価の実施状況及び定期的見直しの状況。	該当なし。	・左記項目については、該当しないことを確認した。
○ 資金管理機関への委託業務に関する管理・監督状況。	該当なし。	・左記項目については、該当しないことを確認した。
b) 債権の管理等		
○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性。	貸付利用者に返還明細書を提出させ回収計画を策定している。	・適切に実施されていると認められる。
○ 回収計画の実施状況。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。	貸倒懸念債権等の貸付金残高に占める割合の増加、回収計画と実績の差について、いずれも調査を実施し要因分析を行っている。	・適切に実施されていると認められる。
○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。	回収計画に基づいた返還が行われない場合は、返還者の生活状況を調査し、回収計画の見直しの必要性を検討している。	・適切に実施されていると認められる。
ウ 知的財産等		
○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況。	現時点では特許権等の知的財産は保有していない。	・左記項目については、該当しないことを確認した。
○ 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組。	現時点では特許権等の知的財産は保有していない。	・左記項目については、該当しないことを確認した。

	実績	評価
4 人件費管理		
(1) 総人件費		
○ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。	平成23年度業務実績評価調書参照	・平成23年度業務実績評価調書参照。 なお、今後の取組みについても、適切に実施されるものと期待している。
(2) その他		
○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。	平成23年度から互助組織への支出を廃止し、国家公務員と同等の福利厚生(甲慰金、災害見舞金、結婚祝い金)を法人が直接実施した。	・適切に実施されていると認められる。
5 契約		
(1) 契約に係る規程類、体制		
○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等。	・恣意的な運用を排除するため、随意契約に係る包括条項を削除している。 ・複数事業年度にまたがる契約に係る規程を追加している。 ・契約手続きに係る実施要領(企画競争、公募)を策定している。	・規程類を整備し、適切に実施されていると認められる。
○ 契約事務手続きに係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等。	平成23年度業務実績評価調書参照	・平成23年度業務実績評価調書参照。 ・契約監視委員会を設置し、適切に実施されていると認められる。
(2) 随意契約見直し計画		
○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組。	平成23年度業務実績評価調書参照	・平成23年度業務実績評価調書参照。 ・一般競争入札を推進し、適切に実施されていると認められる。
(3) 個々の契約		
○ 個々の契約の競争性・透明性の確保。	平成23年度業務実績評価調書参照	・平成23年度業務実績評価調書参照。 ・監事及び会計監査人の監査により、適切に実施されていると認められる。

	実績	評価
<p>6 内部統制</p> <p>○ 内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組。監事監査結果への対応。内部統制の充実・強化に関する法人・監事の積極的な取組。</p>	<p>・理事長による強力なリーダーシップの下、法人ミッションを全役職員に周知徹底し、機構の使命、行動指針について、現状認識を踏まえた具体的方向性を確認し、その課題への対応に取り組んだ。</p> <p>・全職員の服務に係る倫理の保持及び職務の公正な執行等を監視、検証するため、監事による本部、支所への現地監査を行うとともに、理事会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧をすることにより、財務・業務に関する内部統制を図った。</p> <p>・監事監査結果を受けて対応策を策定し順次実施している。</p> <p>・平成23年5月に当機構の支所職員が、事業用ドライバーに対する適性診断の手数料などの現金収入を所定の取引銀行に入金せず私的に流用している事実が判明したことから、当該職員及び管理監督者を懲戒処分するとともに再発防止対策(①収入金の収納事務に係るチェックリストの整備、②研修、会議等を通じて会計事務に対する責任と重要性を認識させる職員の意識向上、③会計内部監査体制の強化)を実施した。</p>	<p>・職員のコンプライアンスの徹底等については、職員による業務上横領による逮捕という事態を重く受け止め、同様の事件の再発防止を図る観点からも、より一層の取組を進める必要がある。</p>
<p>7 関連法人</p> <p>○ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 当該関連法人との業務委託の妥当性。</p> <p>○ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性。</p>	<p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p>	<p>・左記項目については、該当しないことを確認した。</p> <p>・左記項目については、該当しないことを確認した。</p>
<p>8 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価</p> <p>○ 自然災害等に関係するリスクへの対応について、法令や国等からの指示・要請に基づくもののほか、法人独自の取組。</p>	<p>・法人独自の取組として、災害対策本部の設置に関する規程に基づき、災害等が発生した場合は災害対策本部を設置し、復旧対策等を講ずることにより早急な復旧を図る態勢を整えている。</p> <p>・また、平成23年度中に本部のほか、全主管支所・支所において非常食、飲料水、緊急避難用品を整備した。</p>	<p>・適切に実施されていると認められる。</p>